

新型コロナウイルス感染防止対策のためのNDSU活動指針

この活動指針は全学共通を原則としますが、感染状況に応じて部署・学科等ごとに判断することもあります。

2023.4.1 新型コロナウイルス感染症対策本部

レベル	授業	教育・研究活動 (論文指導を含む)	その他の(「授業」「教育・研究活動」以外の)学生の入構	学生の課外活動 (部・サークル活動)	学内会議	事務体制
0 通常	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
1 一部制限	対面の場合、感染拡大対策を最大限に配慮した上で実施する。ただし、近距離(1m以内)の長時間(15分以上)に及ぶグループワークは不可。	<研究・実験作業> 感染防止対策を最大限に配慮した上で、通常通り継続する。(学部学生・大学院生含む) <ゼミ等(*4)> 感染防止対策を最大限に配慮した上で、通常通り実施可。 <フィールドワーク> 行政による自粛要請等を考慮して行う。	感染防止対策に最大限の配慮をして学生の入構を認める。	感染防止対策に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可する。	感染防止対策を最大限に配慮した上で、対面会議を行うが、オンライン参加を推奨する。	感染防止対策を最大限に配慮した上で、必要に応じて職員の時差出退勤を認め、通常どおりの勤務を行う。
2 制限一小	十分な感染防止措置を講じた上で、各開講主体の判断に基づき、必要な対面授業を実施することは可。ただし、近距離(1m以内)の長時間(15分以上)に及ぶグループワークは不可。	<研究・実験作業> 感染防止対策を最大限に配慮した上で、所属長(所属学科長、専攻主任等)が認めたもののみ、指導教員等の監督の下で実施可。(学部学生・大学院生含む) <ゼミ等(*4)> 遠隔での実施を推奨するが、十分な感染防止対策を講じたうえで、所属長(所属学科長、専攻主任等)が認めた場合は実施可。(近距離(1m以内)の長時間(15分以上)に及ぶグループワークは不可。) <フィールドワーク> 行政の自粛要請等に従う。	対面授業を受講する学生及び遠隔授業に支障ない学生のみ、マスクの着用等感染症対策を講じた上で入構を認める。	感染防止対策に最大限の配慮をして、対面及び遠隔授業に支障のない範囲(3日前までに申請が必要)で一部の課外活動を許可する。	感染防止対策を最大限に配慮した上で、対面会議を行うが、オンライン参加を推奨する。	感染防止対策を最大限に配慮した上で、必要に応じて職員の時差出退勤を認め、通常どおりの勤務を行う。
3 制限一中	遠隔授業による開講を原則とする。(教員が学内から遠隔授業を行うことは可) ただし、以下の授業については十分な感染防止措置を講じた上で、各開講主体の判断に基づき、必要な対面授業を実施することは可。 ・実験・実習・実技の実施(学内施設の利用が必要な場合のみ) これ以外のものは、学務部長に申請し認められたもののみ実施可。 いずれの場合においても、近距離(1m以内)の長時間(15分以上)に及ぶグループワークは不可。	<研究・実験作業> 現在実施中の実験及び研究室の運営に必要な最低限の者のみ可(学部学生・大学院生含む)。新たな実験の開始は禁止する。 <ゼミ等(*4)> 遠隔での実施を原則とするが、十分な感染防止対策を講じたうえで、所属長(所属学科長、専攻主任等)が認めた場合は実施可。近距離(1m以内)の長時間(15分以上)に及ぶグループワークは不可。) <フィールドワーク> 行政の自粛要請等に従う。	原則入構禁止(研究活動が認められた学部生・大学院生は除く)。許可を得た者のみ一部施設(ロッカー等)の短時間の利用を許可する。	原則禁止(オンラインでの活動を除く)	原則として、オンライン会議のみ	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員は可能な限り少なくする。それ以外は在宅勤務を推奨する。
4 制限一大	遠隔授業のみ行う。(教員が学内から遠隔授業を行うことは可)	<研究・実験作業> 現在実施中の実験を中止または終了するために必要な研究室の者、又は重要な機器装置・試薬類等の維持管理、不可欠で代替不能な実験動植物の維持等に必要な作業に従事する者のみ可。学部学生及び大学院生は出校を禁ずる。 <ゼミ等(*4)> 遠隔での実施のみ可。(教員が学内から遠隔授業を行うことは可) <フィールドワーク> 停止	入構禁止(大学院生を含む)	原則禁止(オンラインでの活動を除く)	原則として、オンライン会議のみ	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数が交替で短時間出勤する体制にし、交代時に相互の面談を避けることとする。その他の職員は原則在宅勤務とする。
5 原則停止	遠隔授業のみ行う。(教員が学内から遠隔授業を行うことは禁止)	<研究・実験作業> 終息後に実験を再開するために不可欠な維持作業に従事する最低限の者以外の出勤を禁止する。学部学生及び大学院生は出校を禁ずる。 重要な機器装置・試薬類等の維持管理、不可欠で代替不能な実験動植物の維持等に必要な作業に従事する者の最低限の出勤を認める。 <ゼミ等(*4)> ・遠隔での実施のみ可(教員が学内から遠隔でを行うことも禁止) <フィールドワーク> ・停止	入構禁止(大学院生を含む)	原則禁止(オンラインでの活動を除く)	オンライン会議のみ	出勤して行わなければならない緊急な業務以外は、原則在宅勤務とする。 立入には許可を必要とし、入構記録に記入する。

\*1 この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

\*2 私的な活動について、大学から許可不許可はありませんが、居住地域の自治体の方針を参考に、感染予防に最大限の配慮をお願いします。

\*3 教育実習・学外実習・学外研修等学外での活動については、感染防止対策を最大限に配慮した上で、実習先等の方針に従い個別に判断を行う。

\*4 活動指針における「ゼミ等」の定義は、学部4年生の卒業論文作成、大学院生の修士論文作成にかかわるゼミナール等を表す。「～演習」などの授業科目のゼミナールは含めない。

は、2023年4月1日現在の状況